

梅ちゃん先生の 法律相談

第25回

知っておくべき 相続の基礎知識①

梅本寛人 (弁護士)

1 はじめに

今月からしばらくの間、相続の話を取り上げたいと思います。

人の一生の中で、法律が大きく関係したり、場合によっては弁護士と会ったりする場面はそうそう多くあるものではありませんが、ご親族の方が亡くなって財産関係を処理する際に、避けては通れないのがこの「相続」という問題です。通常であれば、遺産をもらう権利のある人(相続人など)同士で遺産の分け方について話し合いを行い、登記の移転や預貯金の解約などの処理が問題なく行われて、財産の承継が行われることとなります。もっとも、スムーズに処理が終了せず、相続人間の積年の感情が爆発したりするなどして、紛争に発展するケースも良くあり、近年はこの相続に関する紛争が増加している印象があります。実際、相続に関する紛争を取り扱う家庭裁判所の事件数は、高止まりの状況にあります(私は、仕事柄、裁判所には良く行きますが、家庭裁判所はいつも混み合っている印象です)。まさに「**相続**」による「**争族**」化です。

最近「終活」という言葉も存在しますが、相続に関する基本的なルールの内容を予め知っておくことは、「争族」の防止のためにも極めて有益なことといえるでしょう。

この相続に関する基本的なルールは、わが国では「民法」(明治29年法律第89号)という法律が定めています。そして、民法の相続に関する規定は、報

道等でご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、昨年7月に大きく改正され、今年(2019年)の7月から改正法が本格的に施行されることとなっています。

ということで、今月からしばらくの間、そもそもの「相続の基本」について、適宜、法改正の内容についても触れつつ、説明していきたいと思います。

2 「相続」とは?円滑な相続

「相続」とは、ある人が死亡したときに、その人の財産(資産だけではなく負債がある場合はそれも)を特定の人(引き継ぐことをいいます。簡単にいうと、亡くなった人の財産を配偶者や子どもといった関係者がもらうことです。相続法では、**亡くなった人のことを「被相続人」(ひそうぞくにん)、財産をもらう人のことを「相続人」と**称します。

3 相続を理解するポイント

相続を適切に理解するためには、次の5点にわけて検討することが重要です。

- ① 誰が相続人となるのか(相続人の範囲)。
- ② どの財産を分けるのか(遺産の範囲)。
- ③ 遺産をどうやって分けるのか(分割割合、分割方法)。
- ④ 遺言はどうやって作るのか。
- ⑤ 遺留分とは何?

以下、各項目毎に説明していきます。

4 誰が「相続人」になるのか?

(1) 相続人の範囲

相続人になることができるのは、被相続人の**配偶者**と**血族**(けつぞく)です。

被相続人に生存する配偶者がいる場合は**必ず相続人となり、血族は優先順位にしたがって相続人となります**。相続人が複数いる場合を「共同相続」といいます。

さて、ここで「血族」という言葉が出てきました。血族とは、本人と血縁関係にある人のことです。具体的には、子、孫、親、兄弟姉妹などです(民法では「血族」と対になる言葉として「姻族」(いんぞく)という概念もあります。姻族とは、配偶者の血族のことで、具体的には、配偶者の親、兄弟姉妹などです)。

血族の間では、次の優先順位にしたがって相続人となります。

優先順位	血族の種類
第1順位	子またはその代襲相続人(孫など)
第2順位	親または直系尊属
第3順位	兄弟姉妹またはその代襲相続人

たとえば、被相続人に配偶者と子がいる場合は、**配偶者と子のみが相続人となり、親や兄弟姉妹が健在であっても相続人とはなりません**。あるいは、被相続人に配偶者はいるものの子がなく、両親も先に亡くなっているが、兄弟姉妹がいる場合、**配偶者と兄弟姉妹が相続人**となります。



さて、上の表に「代襲相続人」という言葉があります。たとえば、被相続人に子がおりその子に子がいる場合(被相続人からみれば孫がいる場合)で、**被相続人の子が先に亡くなっている場合に孫は相続できるのか?**というケースです。答えは「相続できる」ですが、この場合の孫のことを「代襲相続人」といいます。孫が、被相続人の子に代わって相続人となるのです。同様に、兄弟姉妹が相続人となるケースで、兄弟姉妹が被相続人よりも先に亡くなっているが、兄弟姉妹に子がいる場合は、その子(被相続人からみれば甥や姪)が兄弟姉妹に代わって相続人となります。ただし、兄弟姉妹の場合の代襲相続は、一代限りであり、甥や姪のさらに子どもが代襲相続をすることはできません(被相続人の孫の場合は、さらに曾孫にも代襲相続権があります)。

さらに表には「直系尊属」という言葉もありますね。被相続人から見て、両親、祖父母、曾祖父母という縦の流れを「直系」といい、親の方向に遡って見た直系の親族のことを「直系尊属」といいます。逆に子の方向にみた親族は「直系卑属」といいます。「第2順位」の相続人は「親または直系尊属」ですが、被相続人より先に両親がともに亡くなっているが、祖父母は生きている場合、祖父母が相続人となります。

(2) 相続人の確定方法

相続人の範囲は以上のとおりですが、実際に相続人をどうやって確定し、証明するのかといえ、**被相続人が生まれてから亡くなるまでに作成されたすべての戸籍謄本を収集すること**となります(なお、**兄弟姉妹が相続人**となるケースでは、**被相続人の両親**が生まれてから亡くなるまでに作成されたすべての戸籍謄本の収集が必要です)。

戸籍謄本は、少なくとも一度は目にされた方も多いと思いますが、戸籍は皆様の**本籍地の役所**において作成されています。人が死亡し、死亡届が役所に提出された場合、戸籍からも除かれることとなりますが、その旨が記載された戸籍のことを「除籍謄本」といいます。この除籍謄本の本籍地から遡

り、被相続人が生まれるまでの間に作成されたすべての戸籍謄本を集めなければならないのです。本籍地が変わっていない場合は比較的楽なのですが、途中本籍地が変わっている場合、変更前の役所へと順に追いかけて取得しなければなりません。

また、わが国の戸籍は、昔は、役所の担当官が手書きで、縦書きで作成をしていましたが、平成6年以降、順次電子データ化され、現在、大半の役所の戸籍謄本は、データから出力された横書きのものとなっています。もっとも、当然、平成6年より前に出生された方の戸籍は、昔の形式で作られており、そのような戸籍謄本も順次取得していきます(この昔の形式の戸籍を「**改製原戸籍**」(かいせいげんこせき)といいます。弁護士業界では「はらこせき」と呼びます)。

さらに、相続について規定している民法は、戦後、昭和22年に大改正がなされ、それまでの家督相続制度(原則として長男が財産のすべてを相続する制度)が改められ子どもが平等に相続する制度となり、また、「家」単位で規制されていた各種制度は「個人」単位のものに改められましたが、これに伴って、戸籍制度も大きく変わりました。もっとも、**被相続人が戦前生まれ**の場合は、このような**旧民法(旧戸籍法)時代に作成された戸籍謄本もすべて取得しなければならない**のです。また、先に書きましたとおり、兄弟姉妹が相続人となるケースでは、被相続人の親の戸籍もすべて取る必要がありますので、**戸籍が戦前に突入することは決して稀なことではありません**。私は、仕事柄、戦前に作られた戸籍を目にすることも多いのですが、当時の戸籍は、家を支配する「**戸主**」の欄を筆頭に、孫や甥・姪まですべて一個の戸籍で記載されていて大部であり、しかも、当時の役人が達筆で記載している例も多く、読み解くのに骨が折れることしばしばです。

また、**東京や大阪といった都市部**の場合、戦前に作られた戸籍は、**空襲や震災等の事情により焼失し存在していない**場合があります(東京の場合、

都心部の役所ではほとんど焼失しています)。このような場合、役所から、戸籍が存在しない旨の証明書が発行されますのでこれも取得する必要はありません。

さらに、地方の場合、最近では**市区町村の合併が多く**、すでに存在していない市区町村で作成された戸籍の場合は、必ず**戸籍を継承している市区町村があります**ので、その役所を調べて、そこから戸籍謄本を取得することとなります。

いかがでしょうか。戸籍謄本の取得は、なかなか大変な作業なのです。

(3) 新たに始まった法定相続情報証明制度

以上のとおり、相続人を確定し証明するには、戸籍謄本が何通も必要になり、このようにして取得した戸籍謄本の束は、たとえば、不動産の名義変更(相続登記)や預貯金の解約(銀行等での手続)といった際に、**その都度、提出しなければなりません**。漏れがあった場合(戸籍が繋がっていない、遡りきれていない)は、必ず指摘されますので、その部分を取り直す必要があります。

このように、相続の手続においては、戸籍謄本の束を、法務局や銀行等の各種窓口で何度も出し直す必要があり面倒であるため、平成29年5月から、法務局に戸籍謄本の束を提出し、併せて、相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出すれば、登記官が、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付する制度(**法定相続情報証明制度**)が始まりました。この図を取得すれば、以後の相続手続では、この図を利用することで、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなったのです。

もっとも、いずれにせよ、法務局でこの図をもらうためには、まずは戸籍謄本を収集することが必要ですので、**戸籍謄本の収集という作業自体が不要になったわけではありません**。

それでは、次回は、被相続人のどの財産を分けるのか、遺産の範囲について説明していきたいと思ひます。

